

県立歴史博物館における新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル

令和2年5月26日策定
令和2年6月11日改定
令和2年6月19日改定
令和2年9月1日改定
令和2年10月1日改定
令和3年1月7日改定
令和3年3月22日改定
令和3年10月20日改定
令和5年3月10日改定

1 総論

- こまめな手洗い・手指消毒を徹底する。
- マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とするが、感染対策上または事業上の理由等により、来館者または従事者にマスクの着用を求めることができる。
- 人との接触を避け、人と人が密にならない程度の対人距離を確保する。
- 四方を空けた席位置や展示配置等を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の定期的な消毒、適切な換気を実施する。
- 入館人数を設定のうえ必要に応じて入館を制限したり、開館時間を縮小するなど、来館者が密にならないよう対応する。
- 平熱と比べて高い発熱、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えるようあらかじめ周知する。
- 団体での利用については、感染防止対策に万全を期し、実施する。
- 特定の資料の前に多くの人が滞留したり、原寸模型（舍利殿や民家）など限られた空間に多くの人が入らないよう、分散しての鑑賞を呼びかける。
- 当面の間、イベントや講座については、人が密集しないよう事前予約制とするなど、基本的な感染対策に万全を期して実施する。
- 事業者等の入館者に対しても、基本的な感染防止対策を徹底するよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、県立歴史博物館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、教育局等と協議して、必要な対応を図る。

2 来館者の安全確保のために実施すること

○ 入館時

- ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、平熱と比べて高い発熱、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館しないよう呼びかける。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方などは入館を控えていただくよう掲示する。
- ・ 来館者を検温し、こまめな手洗い・手指消毒の徹底を要請する。

- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き方式とする。
- ・入場制限をかけた場合の一時待機場所の設定にあたっては、対人距離の確保などに十分配慮する。

○ 観覧・閲覧時

- ・自動音声等による注意喚起を行い、来館者同士で密が発生しない程度の間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）を確保すること及び会話を控えることを呼びかける。
- ・展示室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・展示室等での会話（特に、大声での会話）の自粛をお願いするよう呼びかける。
- ・会話自粛等の鑑賞ルールを掲示し、露出展示の資料及び展示ケースへの接触は禁止する。
- ・講座等の実施にあたり、特に近い距離での会話が想定される場合などは、講座等の態様に応じて個別に判断しマスクの着用を要請または推奨することとして、事前にその旨を周知する。
- ・ミュージアムライブラリーの入室は、上限 10 名（テーブル利用者（原則 6 名）を含む。）とし、密にならないよう対応する。
- ・感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触しないよう救護室の利用を案内する。また、対応に従事する職員は、マスクや手袋などを着用するなど適切な防護対策を講ずる。救護室は利用後に消毒を必ず行う。

3 施設管理

○ 館内

- ・入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置し、不足が生じないよう定期的な点検を行う。
- ・空調による換気を徹底する。ただし、文化財の保存に関して十分配慮する。
- ・他者と共有する物品や頻繁に手が触れる箇所を最低限にするよう工夫するとともに、高頻度接触部位を特定し、こまめに消毒する。

高頻度接触部位：

（来館者スペース、執務室スペース共通）

テーブル、ドアノブ・タッチスイッチ、電気のスイッチ、電話、接触型展示装置、操作用スイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、階段の手すりなど

（来館者スペース）

ライブラリーの図書、ライブラリーの PC キーボード・マウス、ライブラリーコピー機のタッチパネル、喫茶のテーブルと椅子、配架チラシ、コインロッカー、ショップの販売物、展示ケース（壁面ケース、のぞきケース）、エレベーターボタン、エスカレーターのベルト部分、常設展示室内の映像・模型の解説ボタン、トイレの「開くボタン」と個室のロック部分、来館者用ベンチや椅子、傘立て、受付周辺（カウンター、つり銭トレーなど）、自動販売機（ボタン、取り出し口）など

（執務室スペース）

執務室のドアノブ、執務室の共有 PC キーボード・マウス、プリンター、スキャナー、コピー機のタッチパネル、ファイリングキャビネット、冷蔵庫、各室の鍵、共用図書、台車、水場まわりなど

※ なお、後北条氏解説モニター等、触れることが目的の展示物及び水飲み場（給水機）については、高リスクのため、安全な使用方法が確認できるまで、使用禁止とする。

○ 受付等

- ・ 受付等で列に並ぶ場合、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保するよう、床面に表示等を行う。
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 観覧料等の現金授受の際は、直接手渡しせず、つり銭受け（トレイ）の上で行う。

○ ロビー、休憩スペース

- ・ 飲食は、エリアを限定するとともに、短時間での利用、会話を控えることを呼び掛ける。
- ・ 定期的な換気を行う。
- ・ ベンチ等の物品を定期的に消毒する。
- ・ 滞留回避のため、ベンチの配置や表示等の工夫を行う。

○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所（開閉の押しボタン、トイレの便器の流すレバー等）は、定期的に清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 来館者スペースのごみ箱の使用は原則中止する。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を常時着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。

○ フリーゾーン

- ・ ミュージアムショップ等においては、各事業者と連携の上、本ガイドラインと同等の対策を行う。

4 従事者の安全確保のために実施すること

○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 平熱と比べて高い発熱や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 館内においてはマスク着用を推奨する。
- ・ 手洗い、うがいを徹底する。

○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ チケット受付等の職員はマスクを常時着用する。
- ・ 県民に不安を与えないこと、従事者の安全確保の観点から、来館者対応に関わる職員等は、当面の間、マスク着用を基本とする。

※ ボランティア、売店・喫茶の職員、受付、警備、清掃、設備等委託業者を含む

○ 閉館時

- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

○ その他

- ・ 従事者は施設の管理・運営上で必要な人数を確保し 県民サービスの質を維持しながら、テレワークやリモート会議等の実施による職場への出勤者を減らすことにより、職員の感染を防止するとともに、感染により勤務が不可能となる職員の急増に伴う館機能の停止を回避する。
- ・ 事業者等の従事者の勤務状況、緊急連絡先を把握する。
- ・ 休憩時間に食事をする際にはなるべく向かい合わないように座る。また、人と人の距離が確保できない場合には、必要により空気の流れを阻害しないように注意してパーティション等を設置する。
- ・ 休憩スペースは常時換気する。

5 広報・周知

- ホームページ等により、事業内容のほか、入館（観覧）上限人数を設けることや、入館時に検温し、平熱と比べて高い発熱、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方などの来館を控えていただくよう周知する。
- 入口や館内の掲示等により、マスク着用の考え方、こまめな手洗い・手指消毒の徹底を、来館者に対し周知するとともに、鑑賞のルールを明示する。